



農耕トラクタなどの 小型特殊自動車は ナンバー登録が必要です！



農耕作業用自動車（コンバイン、トラクタ等で乗用装置付）は、道路運送車両法により、最高速度が時速35km未満のものは小型特殊自動車の取り扱いとなり、公道走行の有無、中古、新車にかかわらず、ナンバープレートの交付申請手続きが必要です。

現在お持ちの小型特殊自動車でナンバープレートが付いていないものがありましたら、本巢市役所税務課、真正・糸貫地域調整課、総務産業課のいずれかでナンバーの交付を受けてください。

●ナンバープレート交付（申告）に必要なもの

- ① 車種、車名（メーカー名）、型式、車台番号（通常は車体に銘板表示されています）等のわかるもの（販売証明書等）
 - ② 届出者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ※緑色ナンバー交付には、手数料はかかりません。

●代表的な農耕作業用自動車と年税額

コンバイン、農耕トラクタ、乗用田植機、乗用農薬散布車（スピードスプレーヤー）など農耕作業用自動車の年税額は、1台につき年額2,400円です。
毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

※詳細は裏面をご確認ください。

※要件により、軽自動車税ではなく償却資産（固定資産税）申告が必要となる場合もございます。

●よくある質問

Q 田んぼや畑でしか使わないのにナンバーを付けなくてはいけないの？

A 軽自動車税は、所有していることで課税されます。公道走行の有無や使用の有無に関係ありません。所有している場合は必ず申告をしてください。

Q 確定申告で経費として落とせるの？

A 農業所得を申告する際には、支払った農耕作業用自動車に課税される軽自動車税を公租公課として経費算入することができます。

●お問い合わせ先

本巢市役所 税務課 課税係 TEL 0581-34-5022
（軽自動車税・固定資産税（償却資産）に関すること）



小型特殊自動車（本巢市への**軽自動車税申告**が必要な車両）

特殊自動車の種類	自動車の構造及び原動機	要件	年税額
農耕用	乗用装置の付いた農耕トラクタ、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が35km/h未満のもの。 ※大きさや排気量の制限はありません。	2,400円
その他	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローダ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車【道路運送車両法施行規則第2条別表第1による】	①最高速度が15km/h以下 ②長さが4.7m以下 ③幅が1.7m以下 ④高さが2.8m以下 ※上記の①～④にすべて該当するもの。	5,900円

大型特殊自動車(本巢市への**償却資産(固定資産税)申告**が必要な車両)

特殊自動車の種類	自動車の構造及び原動機	要件
大型特殊自動車	<p><農耕用のもの> 最高速度が35km/h以上の車両</p> <p><農耕用以外のもの> 車体の大きさや最高速度が小型特殊自動車(その他)の①～④の要件に1つでも該当しない車両</p>	<p>ナンバーの取得については陸運局へお尋ねください。</p> <p>また、陸運局への登録の有無にかかわらず、全てが償却資産(固定資産税)の申告対象となります。</p>

※大型特殊自動車に該当する場合は、軽自動車税ではなく固定資産税（償却資産）の課税対象となります。